

こども家庭庁「期間業務職員（G S Sオペレーター）募集要項

1 採用内容

- (1) 採用予定人数：1名
- (2) 採用予定日：令和8年8月1日以降
※詳細については、相談の上決定
- (3) 雇用形態：非常勤

2 業務内容

＜前提＞

こども家庭庁ではデジタル庁が提供している業務実施環境「ガバメントソリューションサービス（以下「G S S」という。）」を利用している。

G S Sには、グループウェア、事務端末（P C・スマートフォン）を含む業務環境を提供するエンタープライズサービス、クラウド・モバイルアクセスに加えて、様々なネットワークアクセス要件に応える統合ネットワーク基盤、人・物を含む情報資産を管理する共通I D基盤・職員向け情報サービスポータルが含まれている。

＜業務内容：システムオペレーションマネージャー体制の下で当該業務を担う＞

- (1) G S Sを利用するこども家庭庁職員への日常的なサポート対応
G S Sの不具合に関する問い合わせに対する対応業務を行う。具体的には、職員の間い合わせに対し技術的アドバイスや支援を行う。
現時点のサポート範囲は、イベント管理、インシデント管理、要求実現管理、アクセス管理、サービスデスク管理、技術管理、アプリケーション管理、IT資産管理である。
また、対応が困難な場合には、上長又は関係部署へエスカレーションを行う。
- (2) G S Sネットワーク管理に関する連絡調整
デジタル庁G S S担当が実施するNW保守等に関する窓口業務を行う。具体的には、G S Sネットワークの保守及び不具合発生時において、デジタル庁G S S担当者との調整を行うと共にこども家庭庁が実施すべき処置について上長の指示のもと必要な対応を行う。
- (3) G S S財産（物品）の管理
デジタル庁より貸与を受けている物品の管理を行う。具体的には、物品の員数確認、新規要望対応、調達業務支援、故障品の修理に関するメーカーとの調整を行う。
- (4) G S Sチームのサポート業務
こども家庭庁職員に対する日常的支援対応の品質向上を図るべく、チーム構成員との円滑かつ良好な意思疎通を確保すること。併せて、上長の指示のもと支援事業者が業務を確実に遂行できるよう積極的に支援すること。
- (5) マニュアル作成
前項までに関係する各種マニュアルを作成し業務の効率化を図る。

3 応募要件

以下の要件のいずれにも該当する方。性別・年齢不問。

＜必須スキル＞

- (1) 官公庁または企業において、I T環境（業務用P C等機器、ネットワーク、メール、ファイルサーバー、多要素認証サービス、グループウェア等の総合環境等）の運用について操作員としての実務経験を有すること。
- (2) I T基幹のテクニカルスキルを有し、不足する場合または将来の不足を見越して新たなテクノロジーに対して自ら取得する意欲を持つこと。

- (3) 困難な状況においても、柔軟、積極的かつ忍耐強く対応できること。
- (4) 問題を関係各所と迅速かつ円滑に解決できるコミュニケーション能力を有する。
- (5) Microsoft365、Microsoft Entra ID 等の維持運用に関する経験又はこれに準ずる知識を有すること。
- (6) 情報ネットワークシステムにおける運用オペレーター等の経験

〈歓迎スキル〉

- (7) 情報システムの運用に関する認定資格として、ITパスポートなどのIT関連認定資格に合格、又はこれらと同等以上のその他の資格の保有
- (8) ネットワーク技術の認定資格としてCCNA又は同等の資格の保有
- (9) PowerAutomate、PowerApps等のカスタマイズ経験または、これに準ずる知識を有する。
- (10) グループウェア等の利用者サービスを対象としたクラウドサービスの認定技術者資格の保有または、サポートを行うことが可能な知識を有する。
- (11) 行政機関における情報セキュリティ確保に必要となる、制度的及び技術的知識、経験。

〈求める人物像〉

- (12) 社会全体のデジタル化に向けて、業務を人任せにせず、当事者意識をもって課題を解決していくマインド。
- (13) サービスデザイン思考を活用したセキュリティデザインの実務経験
- (14) 情報システム・セキュリティ関連資格等
- (15) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に定める情報セキュリティ施策の推進に資する業務については、他者に委ねることなく、職責を自覚した上で、主体的に課題の解決に取り組む姿勢。
- (16) 「全体の奉仕者」たる国家公務員に求められる高い倫理観。

4 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者であって、当該刑の執行を終えるまでの者、執行猶予の期間中にある者、その他当該刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けた者であって、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はこれに基づき成立した政府を暴力により破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
- (3) 平成11年民法改正前の規定に基づき、心神耗弱以外の事由（主として浪費）により準禁治産の宣告を受けている者

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書類

- (ア) 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- (イ) 写真（6ヶ月以内に撮影したもの。）を必ず添付すること。
- (ウ) 備考欄に「期間業務職員（GSSオペレーター）希望」と必ず記載すること。

イ 志望理由（A4横書き、1,000字以内。御自身の知識・経験、技術・専門分野等についても記載してください。）

ウ 職務経歴書

- (ア) これまで従事した職務の内容を具体的に記述したもの。
- (イ) 様式自由。A4 横書き。
- (ウ) 日中連絡可能な連絡先（電話番号・メールアドレス）をご記入ください。
- (エ) 3 の応募要件に掲げた事項については、詳細が分かるよう記述すること。

エ 必要に応じて 3 の応募要件を満たすことを証明できるものの写し 1 部（資格証明書等）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

メール又は郵送で応募書類を添付して応募してください。

【メールによる送付先】

メールアドレス：kodomokatei.soumu@cfa.go.jp 担当：総務係

※件名は「期間業務職員（G S S オペレーター）応募」としてください。

【郵送による送付】

〒100-6003

東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 22 階

こども家庭庁長官官房総務課総務係

※ 封筒に「期間業務職員（G S S オペレーター）選考書類在中」と記載してください。

※ 応募書類は返却いたしません。（責任をもって破棄します。）

※ 問い合わせについては、メールでのみ対応します。

(3) 応募締切

随時（採用者決定次第公募終了）

6 選考委員により、以下の方法で選考を行います。

- (1) 1 次選考 書類審査
- (2) 2 次選考 面接審査

※ 通知は合格者のみとなり、不合格の場合は通知いたしませんので、ご了承ください。

※ 書類審査（1 次選考）の合格後、面接（2 次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

7 勤務条件

- (1) 勤務地：東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング
- (2) 勤務時間：7 時間 45 分（09:30～12:00 及び 13:00～18:15）週 5 日
土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み。

ア 任期：採用日～令和 9 年 3 月 31 日

※ 採用時期については、相談の上決定します。

※ 採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。

※ 雇用終了後、勤務成績等により再採用されることも可。

イ 給与等：目安 14,750 円（日給月給制）

※ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、職務経験や職務内容等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して決定します。

※ 給与法改正等に伴い変更となる場合があります。

※ 勤務期間及び勤務実績等を踏まえ、賞与、通勤手当（マイカー通勤不可）、住居手当（月額28,000円以内）、超過勤務手当あり。

※ 登庁日に応じて通勤手当を支給

ウ 休暇：年次休暇10日（採用日に付与。再採用時に繰り越し可。） ※採用日によっては、日数が変更されます。 ※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

エ 加入保険：雇用保険、健康保険（国家公務員済組合制度（短期給付）、厚生年金保険）に加入。

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金は国家公務員済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。